

「自家用車積載車の有償運送許可証」に係る研修会について

道路運送法第78条第3号に基づく「事故車等の排除業務に係る有償運送許可」に必要な研修会を下記の通り実施いたします。この度の研修会は、現在許可証をお持ちでない事業場及び許可期間が令和4年7月31日までの許可証をお持ちの事業場が対象となります。

申請については、従来通りこの研修会の受講が必須となっておりますので、今年度中に申請される事業場に於かれましてはご受講ください。

なお、当研修会の詳細については、振興会ホームページ(<https://www.taspa.or.jp/>)に掲載しておりますので、ご確認いただきお申込みいただきますようお願いいたします。

記

- ☆日 時 令和 3年 8月 4日(水)
10:00～16:00(受付時間:9:30～)
- ☆会 場 倉吉市交流プラザ2階 第1研修室
住所:倉吉市駄経寺 187-1
- ☆定 員 20名
- ☆受講料 会 員:5,100円(税込)
会員外:8,700円(税込)
テキスト代:500円(税込)

※テキストは、前回使用したもの(緑の表紙)をご持参いただいても可能です。

※定員については先着順になりますので、ご希望に添えない場合があります。

【申込方法】

- * 受講を希望される方は、申込書類①～⑥をそれぞれ準備していただき、すべてFAXして下さい。(FAX:0857-24-5833)
- * 受講日当日には、FAXされた書類①～③を必ず持参して下さい。
- * 会員外については、①の受講申込書のみで結構です。

☆申込書類

- ① 受講申込書・・・ホームページよりダウンロード可(ホームページ内→講習・研修にあります)
- ② 自家用自動車有償運送許可申請委任状(台数分原本必要)
・・・ホームページよりダウンロード可
- ③ 有償運送許可申請車両一覧・・・ホームページよりダウンロード可
- ④ 申請される車積載車の車検証のコピー

⑤許可を受けるすべての車積載車の任意保険証書のコピー(対人無制限)

⑥既に許可を受けている場合は、許可証のコピー

【申込期限】 **令和3年8月2日(月)**

【その他】

* 検査証の使用者欄が同一で、複数の車積載車をお持ちの場合、1事業者1名の受講で複数の車積載車の許可申請を行うことができます。

* 車積載車とは、車両全体を荷台に載せる形のものであり、前後片側のみを揚げて一方が接地しているレッカーは含みません。

* 二輪車を運搬するためのワンボックスや軽トラックも含みます。

【ご注意】

①新型コロナウイルス感染拡大防止のため、受講の際は必ずマスクを着用し会場での私語は慎むようにお願いします。

②感染拡大の影響により定員の変更、又は中止になる場合があります。